

右及申(通)報後也

別記

- 一 前切及対
- 二 請員制度撤廢
- 三 退職手当制度確立
- 四 一日一時間ノ休憩時ヲ設ケルコト
- 五 給料支拂ヲ確實ニスルコト

7. 3800

常務理事

昭和二年四月二十五日

内務大臣 鈴木喜三郎殿
 社会局長 官殿
 各府県長官殿

野村印刷所労働争議ニ関スル件

要旨

職工管理中、標記工場、二ヶ月分家屋費其、但賃貸料延滞、故、所有者、
 於之契約解除申請、為、本月十日東京區才判所、於之仮処分アリ、之、端、發、入
 従業員、二十日要求書、提出、事、業、入、

標記工場ニ労働争議發生セルルニ其狀況左記ノ通り
 記

警視總監

火野緑一 郎

發生四二二 解決自消
 使用労働者二五(内女五)
 争議参加者二五(内女五)
 関係労働組合東京労働組合
 同日